

○議長（一條 光君） 通告５番、５番澁谷征夫君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔５番 澁谷征夫君 登壇〕

○５番（澁谷征夫君） 私は、既に通告をいたしております二つの問題について町長にお伺いをいたします。

一つには、防災無線（警報器）の設置についてでございます。

いつ起こるかわからない災害、またいつ起きても不思議ではない犯罪、一朝有事に備えた防災無線が必要と思われませんが、町長のお考えをただすものであります。

二つ目、移り住みたくなる町づくり。

町長は、新庁舎の位置を矢越とし、現庁舎西側を宅地分譲や賃貸住宅用地とする人口増加エリア、また高齢化社会に対する福祉ゾーンとして活用する方針を打ち出し議会で承認をされました。加美町は、恵まれた自然、施設、観光、企業を有し、何よりも心優しい人々の集う町であります。年々進行する人口減少に歯どめをかける上においても、移り住みたくなる町づくり構想が必要と思われませんが、町長の所見をお伺いいたすものであります。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 澁谷征夫議員から大きく二つの御質問をいただきました。御答弁を申し上げます。

澁谷議員からただいま御質問をいただきました自然災害、いつ発生してもおかしくない宮城県沖地震、全国各地で起きている凶悪犯罪等につきましては、加美町でも大変危惧をいたしておるところでございます。町では、消防署、警察署等と連絡連携を図っておること、御案内のとおりでございます。防災無線設置につきましては、平成19年に試算した額が７億7,000万という膨大な事業費となりました。沿岸地域の津波情報システムと同じような防災サイレン、スピーカーシステムということでございます。現在、県内の広域消防の統廃合が進められている中で、平成28年より無線がアナログからデジタルへ変更になることによる市町村負担もかなりの額となります。今この設置につきまして、町一つの方向性というのはなかなか難しい状況にございます。これは、ただいま申し上げた消防署の再編計画などにも絡んでまいりますけれども、鋭意これを検討してまいりたいと。また、近隣市町村の連携も欠かせないわけでございますから、これは広域的な観点で進めていかなければならない問題でもあるというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

どういう対応がそのほかあるのかということで申し上げます、既に災害時の配備態勢、職員の動員基準の設置、この態勢は万全を期すべく形態をとらせていただいております。災害発生時に被害を最小限に食いとめるための連絡態勢、最優先される人命救助を行うため、消防団、婦人防火クラブ、交通指導隊、防犯指導隊などの団体に呼びかけまして、迅速に行動できるよう訓練を想定をしておるところでございます。一番身近な行政区の区長さんをお願いをしておるわけでございますけれども、各行政区の避難場所についても安全性の確認を行うこと、町民皆さんが安心して安全な生活ができるように努めてまいることは言うまでもございません。

なお、この8月1日に実施を予定しております防災訓練、今回は消防署の協力によりまして、県の防災ヘリコプターによる被害状況の調査及び公立加美病院の協力によりまして負傷者の搬送訓練も予定をいたしております。また、自衛隊、警察署、NPO、災害救助犬等による救助訓練を実施をしたいというふうに思っております。常に予備知識を得ることによって、災害時に迅速に対応できる対応をしていきたいと。そのための訓練をしてまいりたいというふうに思っております。加美町町民一人一人が被害に遭わないように、被害に遭った場合には最小限で食いとめられるよう最善を尽くしてまいることは申し上げるまでもございません。

犯罪の件につきましては、常に加美警察署と密に連絡をとり合っておるところでございます。発生した場合には、即危機管理室に連絡が入り、関係する機関、地域にあつては区長さん初め学校及び関係機関に迅速に連絡がとれるように、二次災害が起こらないような万全の態勢をとっているということを申し上げさせていただきます。

次の移り住みとなる町づくりについて御質問をいただきました。3月の施政方針で方針を示して、この庁舎の新しい位置の問題と跡地の利用の関係について御提案もさせていただきました。なお、また跡地利用につきましてもさまざまな御意見をいただく期間を今後設けて、この御質問の趣旨に沿うような町にしていきたいというふうに考えているところでございます。

申し上げますまでもなく、現庁舎西側の町有地というのは、半径500メートル区間に小学校、図書館、児童館等々がございます。もちろん商店街も至近の距離でございます。1キロ圏内というふうにすれば、さらに中学校までこれが拡大をする。バッハホール、体育館あるいは距離的に車で範囲を考えれば、20分、30分あれば町内どこにでも行ける。あるいは、通勤のことを考えても、北部工業団地に、これは二、三十分の時間で行ける範囲であるというようなことからして、この立地条件を生かした定住増加エリアとしてこれをしっかりと方向づけをしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

これらのことを踏まえまして、今庁内にプロジェクトチームも設置をいたし、この加美町全

体を考えた町有地の活用方法、また今お話しさせていただいた現庁舎西側の利活用計画の策定を考えておるといことでございます。議員御指摘のとおり、本町には恵まれた自然、施設、観光、企業がございます。心優しい人々の集う町であります。この加美町に子供たちの笑い声が響く、そういう安らぎ、町が活性化するという町づくりを目指していきたいというふうに考えております。どうぞよろしく御理解をいただき、なおまた斬新な御意見もいただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、私からお答えとさせていただきます。

○議長（一條 光君） 澁谷征夫君。

○5 番（澁谷征夫君） この問題につきましては、私が中新田議会時代、前星町長さんに御提案申し上げた経緯がございました。そのときに、前中新田町長、星さんは、確かに金にかかるんだと。しかしながら、これはやはりなければならない装備でもあると。だから、東北電力ともお話をしながら進めてまいりたいと、こういう答弁をいただいた経緯がございます。先ほど町長から、いろんなこの加美町には情報網があるんだというお話をされました。しかしながら、防災無線というのは、ただ単に災害時だけの利用ではないと、私はこのように思っております。町からのお知らせでありますとか、あるいは交通事故の情報でありますとか、殊に消防署が今度移転されるわけでありまして、緊急時における中新田大橋の交通規制の情報でありますとかいろいろな問題が出てくると思います。そうしたいろんなこの町にも多くのイベントがございます。イベントにつきましては、広報紙等々で事前に周知されておりますけれども、再度こうした防災無線によって知らせることによって参加者もふえ、活気のある行事が期待されるものと私はこのように思っております。

また、これはずっと以前から私考えていたんですけれども、この加美町には立派な町歌がございます。これは町歌「瞳に愛を」でありますけれども、これは1982年、昭和57年です。旧中新田町が町時代につくられたわけでありまして。そして、町民憲章、町歌ともに新町、加美町に移行されたわけでありまして、しかし28年たってもどうも、メロディーは覚えまして。しかしながら、歌詞まではなかなか覚えられない。町長は覚えたとは思いますが、これらも日常放送することによって、なれ親しみ、そして町民皆さんが町歌を常に口ずさむことができるようなそういう無線の効果もあらわれてくるのではないかと、このように私は思っております。

また、複雑多様化する犯罪あるいは昨今のように経済が困窮している時代になれば、殊さらに多くなるとも伝えられております事故、その未然防止の上からも一朝有事に備えた広報活動

も安全安心町づくりに大いに期待度の高い装置ではないかと、このように思われております。

その辺について、町長の再度考え方をお尋ねをいたします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 防災無線の設置の必要性について、旧中新田町時代からいろんな御提言をしてきたんだということの思い、このことは踏まえて今後検討する際に参考にさせていただきたいというふうに思っております。その中で、町歌も流したらどうかということですが、残念ながら今条例を調べさせたんですが、加美町の歌、町歌はございません。加美町の花、木、鳥、魚というふうにうたっておりますが、歌は残念ながらここに入っていないというか、加美町において制定をされなかったということでございます。愛唱としていろんな団体が歌われているということは耳にしたことはございますけれども、その辺についてはそういうことになっているということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。この防災に対する思いというものは非常によく伝わってまいりましたので、参考にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（一條 光君） 澁谷征夫君。

○5 番（澁谷征夫君） 勉強不足で大変失礼をいたしました。私だけでしょうか。これが加美町の町歌であると自負をしていたのは私だけかもしれません。大変失礼をいたしました。

さて、この防災無線の最後の質問になりますけれども、大変最近地震が多くなってまいりました。1978年6月12日には宮城県沖地震、それから2年前の6月14日、これもまた岩手・宮城内陸地震、県内の最大被害地であります栗原地区におきましては、先日「ありがとう栗原 復興感謝祭 in 花山」と題したイベントが行われているさなかに、先般、13日、福島県浜通り地方におきまして震度5、また県内でも震度4の地震が確認され、私ども、何で6月になるとこのように地震が多いんだと。今度こそ大きな地震かなと。私も非常に気が動転するくらいの揺れでございました。地震に対して県民は魔の6月ともささやかれているようでもありますけれども、この間の日曜日の地震の際の本町における防災態勢はどのように行われていたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 危機管理室長。

○危機管理室長（早坂俊一君） 危機管理室長です。

地震発生時に防災対策の警備対策ありまして、震度4以上の場合は係長以上の職員は出勤すると、参集するという事で、各施設の長、係長以上はその施設に行きまして被害状況を連絡してもらいました。あとの職員は加美町役場に招集しまして、1時間ほど被害状況確認をして、

各79行政区の区長さんに連絡を取り合い何もなかったと。それで、危機管理室の方には、一応建設課とか水道施設の方に道路の確認をしていただき、あと管理室の方は解散してから自宅待機ということで職員に通達したほかに、もう一度職員で確認をして何事もなかったということで4時半ころ、また私たちも自宅待機ということでした。まず最初、やはり区長さんに連絡とっても地震があつてすぐ連絡してもなかなか見回りも大変なものですから、1時間ほど時間をいただきましてから区長さんの方に御連絡いたしました。以上でございます。

○議長（一條 光君） 澁谷征夫さんは、一括方式で質問を通告しております。3回目を数えましたが、特別に関連してあるのであれば1回だけ配慮いたします。

○5番（澁谷征夫君） 2問目の問題でありますけれども、町長が新庁舎建設を予定しております場所は、先ほど伊藤由子さんから質問がありましたけれども、あそこは工業用地としてはまだ決定はいたしておりませんという話でありましたけれども、将来的にはやはり工業用地として利用されるものであろうと、私もこのように思います。あの路線につきましては、旧中新田時代からあのバイパスを通すことが悲願でありました。どうか人口増加エリア、西田地区と連動して、それを軸にしてぜひ多くの方々が移り住みたくなるようなそういうこれからの町長の手法に、私は大いなる期待を申し上げて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（一條 光君） 町長、決意のほどあれば。

○町長（佐藤澄男君） 大きな観点といいますか、将来を見据えた御提言だというふうに受けております。御案内のとおり、加美町の将来というのは、ここに住んでもらう人が仕事があるか、ないかというのが比重が一番大きいということのデータも当然あるわけでございます。それに向けて今懸命の努力をさせていただいているということ、御案内のとおりだと思いますが、しっかりと御意見を踏まえて今後取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして、5番澁谷征夫君の一般質問は終了いたしました。

通告6番、15番新田博志君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔15番 新田博志君 登壇〕

○15番（新田博志君） お許しいただきましたので、私の一般質問、重要議案の提案についてをテーマに質問させていただきたいと思います。

先日の臨時議会におきまして、庁舎の建設位置についてという出席議員の3分の2の賛成を必要とする重要議案が提出されました。もっと時間をかけて検討するかと思いきやあつという

間の採決でした。説明も、また討論の時間も少なく採決に至ったことを不服として、私は採決を拒否したわけでありましたが、この後いろいろ調べてみました。同じような位置の問題でもめた大崎の市民病院について調べてみました。

現在の市長は、現在位置に病院を再建するという公約で出られました。そして、平成18年9月、9月議会に建設に向けて努力すると行政報告の中で述べております。それから2年ほどたちまして、平成20年9月、大崎市民病院の建設場所は2年半かけて慎重に検討した結果、現在地で行うとさらに発表いたしました。平成21年8月、病院医局会長からの穂波の郷への移転要望書というのが出され受理しました。同年9月8日、要望した病院の職員代表、行政の職員による10名で検証作業チームを設置いたしました。9月30日、5回の検証を行った作業チームからの報告書が提出されました。それから、同年10月13日になりまして、初めて調整会議が持たれ、平成20年9月の決断を覆し穂波の郷への移転を決断という結論になりました。そこから10日後の23日、病院建設に関する補正予算案の審議、投票の結果の可決というふうになりました。これもくしくもうちの町と同じ、きちんと提案がなされてから10日での採決というものであります。

これを見まして、為政者というものはそうなのかなと。10日間で採決、これが為政者にとっての常識なのかなと。ちょっと私の常識とは離れているなという思いがしましたが、これについて町長はどうお考えかお話を聞かせていただきたいと思います。

提案された場所の説明、新庁舎の跡地の夢のある活用方法の説明などが納得できるように説明されていれば、町民を惑わせることなく採決できたのかと思うと少し残念な気もいたします。もちろん余りにも詳しくつくってしまうとこれまたすべてができ上がってからの提案かとの疑いも出てくるわけで、どちらにしても悩ましいことではありますが、複数の答申を覆しての提案なのでもっと慎重でもよかったのではないかと思います。これについてどう思われるかお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 新田博志議員から御質問をいただいた件につきまして、御答弁を申し上げます。

まず、3分の2の賛成を必要とする重要議案、これは特別多数議決ということになるわけでございます。このことについて整理をしてみますと、出席議員の3分の2以上の同意というのは、事務所の位置の条例、秘密会の開催、拒否権による再議、重要な公の施設の長期独占的

利用が3分の2以上の同意とされております。それから、もっと重いといえば、3分の2以上の出席の中で4分の3以上の同意を要するもの。これも法律でうたわれております。直接請求による副知事解職、議員の除名、長の不信任議決がこれに当たります。それから、議会の解散議決ということになれば、4分の3以上出席で5分の4以上の同意が必要であると。要するに、重要案件はより時間をかけた検討が必要ではないかということでございますが、このように法律によって重い議決とされているということは、議員の皆さん方ひとしく御認識をいただいていることだろうというふうに思います。特別多数議決の事案に限らず重要な事案につきましては、今後十分な検討が必要と認識をいたしております。しかし、今回の事務所の位置条例の提案について、検討時間が少なかった。新田議員の質問の表現でありますと、あっという間の採決との御指摘ですが、私といたしましては、建設位置についての現時点で必要な検討、議論は尽くしたものと判断いたしております。今後は、5月21日の臨時会におきまして、自治条例とあわせまして調査費を含む補正予算及び新庁舎建設に係る委員会条例が承認されたことによりまして、さらに踏み込んだ検討、議論が可能となります。町民の皆様にもその都度御報告をしていくことといたしております。今、進めております小学校区単位の町民説明会を今月いっぱい続けて理解をいただきたいと思っているところでございます。

もっと時間をかけて検討すべきとのことでございますが、議会内での検討時間が足りなかったとのことと、あるいは住民への説明も含めて時間をかけて検討すべきだったとの御指摘と思われませんが、まず議会内での検討、それから議論が足りなかったのではないかとということでございますが、これにつきましては、合併以来の懸案事項として幾度となく一般質問で取り上げられてきました。既に調べたところでは延べ18人ということになっております。また、平成18年7月に設置をされました議会の特別委員会においては、報告がなされるまで延べ十数回にわたって検討された経緯でございます。5月21日に議決をいただいた翌日、本格議論なく拙速感という見出しの報道もございました。私は、これは深く自戒をするためにということで切り抜きを持って戒めとさせていただいております。しかし、議員の皆様からも3月9日開催の定例会冒頭の施政方針で表明してから5月21日の臨時会で議決をいただくまでの時間が短かったのではないかと御意見もいただきました。しかし、それは否定するものではございませんけれども、私も執行する立場、議会の皆さん方はそれを判断していただける町民の代表の立場でございます。私のとらえ方、認識もこの場をおかりして御説明をしたいと思うんですが、今申し上げたごとく時間をかけて検討されてきたもので、私はそれを受けて判断し表明したものでございます。議決をいただくまでの期間は検討期間というよりは、むしろ議決機関として議員

の皆様方に判断をいただくための判断期間というふうにも言えるのではないのでしょうか。

5月11日にお願いして開催をいたしました全員協議会では、質問者がいなくなるまで、実質8人の方々に御質問をいただきました。何度も御質問をされた方もございました。臨時会当日も議論をされたことは御案内のとおり。反対討論、賛成討論、それぞれの意見を述べられました。現時点で判断するための検討、議論は尽くされたのではないかと認識をしているところです。

庁舎の位置についてなぜ1カ所に意見の集約、特定ができないできたのかと改めて考えると、それはある意味、定型的な回答はなくてそれぞれの御意見があるという意味でそれぞれが正当性があり複数の意見が出るのも当然と思われた私の心境でもございました。加美町を真剣に考える意見が時間をかければかけるほど必ずしも集約できるものではないことは、これまでの各種検討委員会の御報告のとおりでございます。必要な検討を踏まえた私の判断であり、そして議会の皆様の判断であったということを御理解をいただきたいと思います。

大崎市民病院の建設に至る経緯についての事例をお話をいただきました。同じような経緯だというふうにおっしゃいました。しかし、私は、いろんな言われ方をしておりますけれども、為政者と議員の関係というものは、それは私の必要と認められている範囲内でこの方針を示すということを義務づけられている身でもございます。これを率直に議会の皆様方にお示しをして判断をいただくというのは、この件に関しては今回が初めてでございました。これまでまないたにのったこともなかったという事実でございます。このことを重い決断として提案をさせていただき、そして皆様方の判断をいただいたということでございますので、前も先もなくただ私の思いというのは、そのようなことで御提案をさせていただいたと。議論まではあつという間だったということではございますけれども、しかしここまで来た長い年月を考えれば、これまでの議論、そして5月21日の臨時議会の質疑あるいはその討論における意見というものは、加美町百年の大計に残る貴重なものであったというふうに私は理解をいたしております。どうぞそういう意味で、今後とも議会と町の間関係をきちっと踏まえた議論を展開をしまいたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） この半年ちょっとの間に起こったことを思い返してみますと、一体この町はどうしてしまったのだろという思いがあります。私も議員になりまして16年目、浪人時代を差し引きまして14年目ですが、こんなことは初めてでした。そもそも昨年の11月末か12月でしょうか、新庁舎の位置について反対運動が起きるという話を聞いたのが最初だというよう



に思います。新庁舎の位置については、私たちも聞いてもいなかったものでどうということかわからないままでした。そのうちに署名活動が始まりました。矢越がだめで今の庁舎の西に建設してほしいというものでした。私は、3月の定例議会の前に全協か何かで位置についての話がありそうだという話を聞いた記憶があります。そういうことでしたので、ちょっとこのような展開になったことが驚きでいました。反対運動は日増しに強くなっていき、私の周りからも、おまえはそんな話に賛成するのかと初めから恫喝されました。そんな賛成も反対も、町からの話も聞いていないのに答えられるわけもないような状況のときでした。結局、3月定例会前の全協は開催されることもなく、定例会において町長が新庁舎の位置は矢越にしたいと施政方針の中で話したとおりであります。その施政方針の中のその部分が急遽差しえられたということでしたが、差しえられる前の文章には一体どんなことが書かれていたのか知るよしもありますが、今聞いたところで余計に混乱を来す結果にもなりかねませんのでお聞きもしません。

その後、アンケートなるものが反対の署名活動を行った会長さんの名前で送られてきました。迷いはしましたが、アンケートというものはどうしても集めた方たちの都合が反映されかねないということが頭にありました。これは、合併のときの色麻の町民アンケートの様子を見聞きしていたので、そういう思いが私の頭の中にあったということでもあります。当たりさわりのないアンケート以外は、これに限らずどのアンケートにも返事は出しておりません。

ところが、この後、賛成とも反対とも言っていないにもかかわらず、恫喝や悪口はますます激しくなっていきます。人の話を聞こうともしない、ふだん普通の会話をしている人たちが普通でなくなっていくんです。その後に、自分でアキレス腱けがしまして、どんな集会にも出る気力もなくなってしまいました。しかし、これでも電話や訪問してくる方は、まさに夜討ち朝駆けという状態でした。眠れない日は続きますし、頭の中は真っ白になります。しかし、まじめに考えれば考えるほど、そう簡単に決め切れる問題ではなく、自分自身が揺れ動くのが物すごくよくわかりました。こんな状態の中で5月11日の全協、5月21日の臨時議会となりました。

5月21日の臨時議会の採決の後にもいろいろ電話がかかってきました。世の中にはひどい誹謗中傷をする方もいらっしゃるもので、私は自分の信念で行動していることなので構わないのですが、母や妻はかわいそうなものです。そんな電話の中には、町内のだれそれという者だけでも、大きな顔して町の中歩けなくしてやるからなというものがありました。うちの電話にはナンバーディスプレイがついておりますので、番号を調べましたら名乗った名字の方と違っていたので、時間はかかりましたがある議員の後援会長の家の電話番号でした。全く残念で仕方がありません。我が町の民主主義はどこへ行ってしまったのかという思いであります。直後

から、頑張れや、立派だった、おまえの言うことはよくわかるという励ましの電話もいただいたので何とか平常心を保っておりました。議員が議決に臨む際には、賛成も反対も棄権という判断も認められるはずですが、全くもって聞く耳はないようです。このような事態を招いてしまったことを町長はどうお考えになっているのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 心情を吐露されるというか、いろんなことがあるんだなという思いで聞いておりました。私からそのことについて申し述べる何物もないだろうというふうに思います。これは、私は執行する側の立場、判断される議員の皆様方もそれぞれの思いというものがここにあったんだなと、今のお話を聞いて思ったところでございます。

何と申すかというようなことでございますが、私は、先ほども申し上げましたとおり、この議決をいただくことによって、加美町という町をさらに前に進めていかなければならない義務があるというふうに考えております。どうぞ新田議員におかれても、前を向いて町づくりのためにお働きをいただきたい。そのことを申し上げるのみでございます。

施政方針の書きかえがなされたと先ほどお話がございました。何の書きかえか、そのことは事実ではございません。書きかえということはありませんので、私から申し上げておきます。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） なかったところに追加したということなんですね。何もなかったのに施政方針の中にその部分を追加したというだけの話で、前にあったものを書きかえたということではないということなんですね。それは勘違いしていたのかどうか。私の勘違いなんですか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 以前にも御指摘をいただいたと思うんですが、施政方針を提案するのは私の役目でございます。これを当日配ったのは何事かという御指摘はいただきました。しかし、それは熟慮に熟慮を重ねたことの結果であったということで御理解をいただいていると思っております。そのことについて、前にあったものを消して書いたということは決してございません。そのことは明確に申し上げておきます。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） どうやら私の勘違いだったようで失礼いたしました。

次、これまで新庁舎に関しては新庁舎建設検討委員会をつくり審議を進めてきました。しかし、庁舎の位置の問題では、町長は答申を覆した内容で議会に諮りました。職員による新庁舎

建設整備委員会の答申をも覆しました。それでいて、今度は加美町新庁舎建設委員会をつくっても、答申が出たときにどのように扱うのでしょうか。跡地利用に関しても検討委員会をつくるということですが、その答申をどのように扱うのでしょうか。今回のことは、今後の各種委員会、審議会のあり方に疑問を残すものとなったと思うのでありますが、その辺に関してはどうお考えになっているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（一條 光君） 差し支えない範囲で、町長。

○町長（佐藤澄男君） これまであった委員会の答申を覆したとしきりに言われます。要するに、位置の問題の話になるとそういう御指摘をいただきます。だから、これは何度も申し上げておりますとおり、さきのどなたかの質問でもお答えをしておりますとおり、この委員会の、要するに諮問した内容についての判断は、時の長にあるわけでございます。要するに、判断というのは、それをどのように生かすかということについて、これまでそれがよしとするのであれば、それは議会にお諮りをして、そこで決定をされた。それを逆にすれば覆したということに、私の立場からすればそういうことだろうというふうに思います。したがって、庁内のことにつきましては、これは要綱というか私の私的な、要するに考え方を吸い上げた。どういう利点、メリット、デメリットがあるかを比較をさせたということでございますので、これは私はもっと違う視点の見方も当然あるんだろうと。これは御理解はいただけるんだろうというふうに思います。その上でのというか、それをすべて包含した形での判断であったと御理解をいただきたいというふうに思います。

そして、これからつくろうとしておりますその委員会の答申はどうするんだと。前にも覆したから何もしないんでないかということをお心配する向きだろうというふうに思いますけれども、これはこういうふうに方向を決めて、その委員の皆さんに必要なことをお願いをするわけでございますから、これについては私は最大限これを尊重する立場にあるというふうに考えております。今後の委員会についても同様でございます。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） くどいとは思いましたが、実は委員に公募したいという方からの疑心暗鬼の話をお聞きしましたので、確認させていただきました。

あと、1点だけの問題ですので、このくらいにとどめたいと思うんですが、最後に、私もこの問題については一生懸命に勉強しました。この問題は、考えれば考えるほど難しいと思いますし、そんなに軽々にどちらがよいなどと判断できる問題ではないと思いました。新しい場所に庁舎を移すにはリスクも結構大きいと思います。まずもって、皆さんが言っているような費

用の問題もありますし、町の交通の流れを変えてしまうという問題もあります。それから、もとの場所の隣地にしてもリスクは当然あります。建設中の小学校の児童の安全が図れるのか、引き込みの道路に問題はないのか、町の停滞を払拭するチャンスを失ってしまうのではないかなどいろいろどちらにとってもリスクはあると思います。私は、最後の最後まで考えました。どちらにも揺れ動きました。でも、結論は出ませんでした。今回の選択が正しかったかどうかは、10年後、20年後の未来にならなければわからないかもしれませんが、しかしいろいろな問題を残したことも間違いはないと思います。次は、これを教訓にしなければならないと思いますので、町長は次の重要案件があるときには、これを教訓としてもっと町民の間に摩擦が生じないような方法をとられることを望むのでありますが、こんな聞き方は失礼であります、町長はこれを教訓とできますか、答えていただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） いろいろな問題について悩み苦しむことは人の常でありますし、私どもはある意味町民から負託をされている身でございますから、そのことについての責任を感じる毎日、これを感じない日はないわけでございます。したがって、今度のことについての教訓という話をされました。先ほど申し述べさせていただきましたように、私はあの議決の翌日の新聞報道をしっかりと自戒をしていると申し上げました。自分を戒めるために、こういう批判的な考え方もあるんだということを胸に秘めていると、こういうこと以外にないわけです。私は、そういう立場に立たされている者として、これをしっかりと次につなげる。教訓といえば教訓と言えるかもしれませんが、しかし、教訓というよりは、前を向いてこういう判断というものも、これは考えてみれば、10年、20年に一度あるかないかの判断を私自身与えられた使命であったというふうに思っております。したがって、そのことを次に生かして、毎日毎日がそういうものの繰り返しでございますから、これを当然生かしてまいるということになりましますし、議員皆様方も一緒になってこの町のためにさらに研さんを積まれて、よりよい町をつくるためにともに歩んでいただきたいと。これはお願いでございます。以上でございます。

（「終わります」の声あり）

○議長（一條 光君） 以上をもちまして、15番新田博志君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、本日は、これにて延会することに決

定いたしました。

本日はこれで延会といたします。